

# 高麗山県民の森「森林植生変遷史」 ～ 寺社領地から御料地、そして県有林へ その2000年の歴史を振り返る～

中島 浩一 \*

はじめに

中郡大磯町高麗地内にある高麗山県民の森(高麗山県有林大磯管理区1・2林班、以下、「高麗山」)は市街地に囲まれた中に点在する面積約29haの県有林で、自然環境保全センター県有林部(以下、「県有林部」)が森林の維持・管理を行っている。高麗山は南斜面約9ha(1林班、県指定天然記念物範囲)に県内でもまとまった土地本来の植生の面影を色濃く残すスダジイ、タブノキ等の常緑広葉樹林が残され、「市街地に残されたヤブツバキクラス域自然植生の好見本」としても既に有名であるが、これが残された背景には高麗山がこれまでに辿ってきた歴史的経緯と密接な関係があり、今後、高麗山の森林維持管理のあり方を検討する際に「過去の森林植生の変遷にまつわる事項について把握」し、参考にすることが非常に重要になるのではないと思われる。

また、その検討の際は、高麗山が「県民の森」として自然・森林に親しむ場所という性格から、土地本来の森林植生回復に配慮し、かつ生物多様性の維持向上に貢献することを常に念頭におく必要があると思われる。

このことをふまえ、本報告は平成12年から13年に県有林部の事業で高麗山に設置した従来の「散策ルート地図」に、高麗山の森林や歴史に関する情報を加えた「案内板」製作にあたって調査・収集した資料と、本原稿作成にあたって追加調査・収集した資料を加えて、過去の森林植生変遷や当時の施策に関する記録事項を年代順にまとめ、それをもとに過去の森林植生が人為等の影響でどのような変化があったのかを一部筆者の推論を交えながらまとめたものである。



\*神奈川県自然環境保全センター県有林部森林整備課

## 調査方法・概要

### 1. 文献・資料調査

高麗山、旧高麗寺村(大磯町高麗)地区に関する文献・資料等について地元大磯町立図書館、郷土資料館にて調査し、古い写真等については借用した。県公文書館には同様の主旨で搜索を依頼し、御料地受け取りに関する文書等の写しを入手した。御料地時代の記録については宮内庁書陵部へ照会し、関係書類「地籍録昭和13年 帝室林野局東京支局二」を閲覧し、該当内容を書き写した。また、旧林業指導所・旧県有林事務所時代に残されていた資料や写真も参考にした。県立歴史博物館からは「浮世絵」図版使用の同意を得た。

### 2. 聞き取り調査

高麗地区に先祖代々在住の方2名と、高来神社宮司渡辺幸五郎氏、高麗山麓に旧林業指導所があった当時の職員である増子忠治氏に電話での聞き取りを行った。

## 高麗山「森林植生変遷史」

### 1. 古墳時代頃(高来神社創建期・1世紀～5世紀頃)(墓所としての利用から神社造営まで)

太古の高麗山に存在していた人為的影響を受ける以前の土地本来の森林植生は、現在南斜面に存在するようなスダジイ・タブノキ等の常緑広葉樹林であったと考えられる(大磯町、1991ほか)。

高麗山は古墳時代頃には山中に横穴墓が作られており、墓所としても利用がされていたことが、山全体を「神域・霊域」とする神社造営の要因の一つにもなったのではないかとも思われる。高麗山麓に現在でもある高来神社(たかくじんじゃ)は「新編相模國風土記稿」によれば皇室の始祖である神武天皇が勸請し、垂仁天皇の御代(1世紀頃?)に祭神神皇産霊尊、瓊瓊(にぎの)尊を祀るようになったのが創建のようで、その後、安閑天皇2年(5世紀頃?)に15代応神天皇、神功皇后(?～269)も祀るようになったということである。また「箱根山縁起」では神功皇后の三韓(新羅・百濟・高句麗)征伐の際に高句麗の神であった「高麗大神和光(高麗権現)を奉還した山が大磯の高麗山である」という意味の記述が見えることから朝鮮半島の文化の影響が高麗地区周辺に既に及んでいたことが伺える。なお、神社は山の頂上部(筆者注:大堂から寺窪にかけてか)に建立された模様で、山頂部周辺の地形・森林植生の改変はこの時期から始まったと推定される。

### 2. 飛鳥時代～奈良時代(7世紀～8世紀)(渡来人の開拓進行と高麗寺創建)

西暦668年、朝鮮半島北部にあった高句麗が滅亡、王族である高麗王若光一族が大磯の唐ヶ原に上陸して高麗山麓の化粧坂あたりに居住して周辺の開拓を行ない、大宝3年(703年)に若光は大和朝廷より「王:コキシ」の姓を賜った後、霊龜2年(716年)「武蔵國高麗郡(現在の埼玉県日高市周辺)郡令」に任じられて当地を去ったことが伝えられている。また、高麗山の南側山麓の前田という所で製鉄所を思わせるような遺構(花水川に含まれる砂鉄を精錬?)が発見されており、これらの事例からも当時朝鮮半島からの渡来人の入植・開拓がさかんに行なわれたことが伺え、これによる伐採等で高麗山周辺の森林植生改変は急速に進行したものと推定される。

養老元年(717年)には、行基(668～749)によって千手観音(高麗王持尊仏)を本尊とする鷄足山雲上院高麗寺(高来寺)が創建されたが、この時神仏を同一とする「本地垂迹説」の影響で、神社と寺院が同一の敷地内に存在するようになった。これ以降神社・寺の名称表記については、本尊である「高麗王持尊仏」の音読(コウライ)が、元からの字である「高来」と同一であることから、「麗」と「来」が混同されるに至ったようである。なお、延長年間(923～931)に編纂された和名抄(和名類聚抄)には「高来郷(タカクゴウ)」という記述が見られる。

### 3. 平安時代～鎌倉時代(9世紀～14世紀前半)(寺院建立ラッシュと高麗寺全盛期)

齊衡元年(854年)慈覚大師(円仁、794～864)によって高麗山の右峰に白山社(現在の東天照周辺)左峰に毘沙門社(現在の八俣山周辺)が建立されている。この時期には高麗山周辺でもさかんに寺院が建立されており、山の南北24坊(南側:高麗地区12坊、北側:高根、万田地区他12坊)が形成され、相模15大寺の1つも数えられるようになり、山を中心に一大寺院都市を形成していた。天慶元年(938年)5月22日、一帯に大地震がおき、高麗寺は倒壊したが、天延2年(974年)には再建されている。

鎌倉時代の建長7年(1255年)12月18日、高麗寺の牛王刻印(寺社で発行される護符の版木のこと)を定禅坊(人名)が献上しているが、このことから寺は木工細工を行う工場(高麗寺細工御所と表記)も有していたことがわかり、(大磯町史1資料編中世第1章鎌倉時代の大磯、35)(現物は慶覚院(旧高麗寺末寺)に現存)当時の状況から考えると、寺院、仏像等の建立や木工細工には大量の木材が必要だったはずであり、この頃には良木・大木を有する太古からの森

林植生は高麗山周辺ではほとんど失われたのではないかと推定される。

#### 4. 室町時代～江戸時代初期（14世紀半ば～17世紀初め）（戦災による森林植生の荒廃と植林活動の開始）

高麗山は相模湾から相模平野一帯を見渡せることから、古くから軍事上の要衝として重要な地域でもあり、山中・山頂にある寺の建物が軍勢を収容するための城郭として使用されるようになった。永享10年（1438年）に関東公方の足利持氏（1398～1439）が室町幕府に対して反乱を起した（永享の乱）際、これを討伐するため、上杉持房（？～1490？）が山に陣をかまえたことが高麗山を城郭として使用した最初のものである。その際に、山の八号目付近周囲に「空堀」が作られたと伝えられている。その後、永正7年（1510年）に北条早雲（1432～1519）が上杉顕定（1454～1510）を討伐する際に山に立て籠り、この戦いで山が北条氏によって小田原城と相模平野を結ぶ狼煙台である「伝えの城」（連絡用の砦）として使用されるようになった。永禄12年（1569年）には武田信玄（1521～73）が小田原城を攻めるも利あらず、退却を余儀なくされた際に高麗寺や高麗山麓の集落に火を放ったという。このような度重なる戦乱により高麗寺は完全に焼失し、高麗山の森林植生も空堀や陣地の造営による山頂部の地形変化や戦乱時の山火事、周辺集落の戦災復興のための資材獲得等の理由によって徹底的に破壊され、特に山頂部から尾根筋にかけての斜面は樹木が皆無の禿山状態になってしまったと推定される。

天正18年（1590年）、豊臣秀吉（1537～98）の天下統一によってこの地にも平和が漸く訪れ、翌天正19年（1591年）、前年に関八州に移封されていた徳川家康（1542～1616）は高麗寺を尊崇し、高麗山の全域46町3反4畝と周辺の田畑（現在の高麗地区の全域）を寄進して「御朱印地」とし、「寺社領地」としての公認を行なった。この時に、現存する「高麗山最古の大木」と言われる山頂大堂境内横にあった「上宮の大スギ」（樹齢380年）が植栽されたものと思われる（宮沢、1979）。以降、破壊された山の森林植生の復旧については、「植林」が行われたと考えられるが、直径が1.4m以上あった「永盛のマツ」といわれたクロマツの大木が山頂や尾根周辺に多数現存していたことや、昭和49年に伐採された地獄沢へ下る散策路沿いにあったクロマツについては樹齢が368年で慶長11年（1606年）頃の植栽と推定されることから考えると、最初は、「クロマツ」が中心に導入されたものと推定される。クロマツが現代まで非常に大きく育つことができたのは、植林当時、「樹木が失われて地肌や岩盤が露出した禿山状態で、他

の競争植物が少ない上に、日照がまともに当たって乾燥し、更に海風があたる」といった現在とは全く異なる劣悪な山の森林環境に起因したのではないだろうか。高麗寺はその後寛永11年（1634年）、慈眼大師（天海僧正）（1536～1643）によって東照権現（徳川家康）の御神影を勧請して上野寛永寺の末寺となり、幕府の保護を受けることとなった。

#### 5. 江戸時代（17世紀～1867年）

##### (1) 高麗山の森林植生保護の明文化と森林資源の利用について

寛永20年（1643年）、慈眼大師（天海僧正）により高麗寺の祭事・民政上の規範として「十三箇条の掟」が制定され、その中に「高麗山の森林植生の保護」が明確に規定された。以下がその条文である。

「一、從 山林下草 至 坊中 神人 百姓屋敷竹木等 猥 不可伐採事」（原漢文）

（書き下し文）

一、山林下草より坊中神人百姓屋敷竹木等至るまで猥りに伐り採る可らざる事

（「大磯誌」より）

（大意：著者作成）

僧職、神職、一般の人は山林下草から屋敷の木竹にいたるまで猥りに伐ってはいけない。

既にこの時代、木竹の過伐採に制限を設ける動きは全国にあったが、高麗山は先の戦災による影響で、まだ植林等で山の森林植生復旧につとめなければならぬ時期であったと考えられるので、「周辺住民による森林の利用」についても一定の規制を考える必要性から、このような成文法ができたのではないと思われる。以降、高麗山の森林利用は生木の伐採が禁じられ、風倒木・枯損木、落葉落枝等の利用に限られることとなり、山の森林植生は次第に回復に向かっていったものと推定される。しかし、「森林の利用」に関しては、山を領有・管理する高麗寺、高麗寺村と隣接する高根村（現平塚市高根）、山下村（現平塚市山下）との間には、見廻りといった「山の管理」と、「生木の盗伐」を巡って軋轢が度々生じていたようであり、以下の記録が当時の様相を垣間見せてくれている。

享保12年（1726年）12月、高根村の者が高麗山で松木を盗伐した件で、以後、高根村の者が盗伐を行わないように監視をする旨、山を開墾して畑にしない旨を高根村名主当人社人源助、吉右衛門、組頭伊兵衛、五郎兵衛、与四衛門が高麗寺代官中村藤七郎宛誓約している（大磯町史1資料編近世1第5章高麗寺と高麗寺村、83,85、以下「史」番号、と略す）。また、寛政3

年(1791年)10月には高根村の高麗寺裏山(筆者注:現在の高麗山北斜面)の山守(見廻り)が不行届きなのを理由に当時の寺社奉行宛へ吟味願いが高麗寺村から出されている。この時の高麗寺村の主張では、高根村が山守を任されたのは、村が薪山を所有していない関係で薪に不自由していることから、同村から山守を行うことを条件に落葉や下葛を拾わせてほしいと願い出たからであるという。しかし享保年中に数度に渡って不埒な行いがあった(筆者注:盗伐等か)ので入山禁止にしたところ、詫をいれてきたのでまた許可をするようになったとのことである(「史」90)。文化8年(1809年)7月には、高根村・山下村が高麗寺裏山の落葉拾いにおいて、刃物を持ち込むことが禁止されている(筆者注:生木の伐採を防止するためか)にもかかわらず、これに違反したために、入山禁止になってしまったことに対しての詫と、この撤回を求めている。そのための条件として山の「萱刈奉公」に加えて、御用木や立枯木、折木等の搬出運搬を行うこと、更に違反した場合は罰金5貫文を支払い、違反者は引き渡すことを申し出ている(「史」96)。天保5年(1834年)12月には、大磯宿北下町の喜平治が裏山にて伐木を行って、高麗寺村名主長兵衛宛に詫書を提出している(「史」101)。安政4年(1857年)9月には、表山(筆者注:現在の高麗山南斜面、天然記念物範囲)七曲り(筆者注:現在の女坂周辺)において誰かが伐採した木を持ち帰ったとして高麗寺村の利左衛門と次兵衛の倅が咎めを受け、盗伐に対する罰金の半額を支払う結果になっている。このことから、盗伐に対しては過料(罰金)を課すことが御定法にあったことがわかる(「史」102)。万延元年(1860年)3月には、盗伐(紛失木と表記されている)が裏山で発覚し、山の見廻りを任されていた山下村の見廻り人が役目不行届きを問責されてやめさせられたことに対する詫書が山下村名主伝吉、当村名主月番佐次右衛門から高麗寺役人衆宛に出されている(「史」104)。これらのことから、江戸時代を通して「山の利用」については資源確保・保全の意味から非常に規制が厳しかったことがわかる。なお、森林利用については、時には「生木」もその対象となり、文政9年(1826年)8月、高麗寺院主が裏山の樹木を伐採して販売しようとしたところ、高麗寺村の名主藤七、金八が「鎮守の森が見苦しくなるばかりか薪等に差し支えて村民が難渋する」と諫言を行い、伐採を断念させたことがあったという。このことは当時山の木が商品としての価値を持っていたことを表し

ており、伐採・売買に関して一定の規制がかけられた(「史」100)ことが「高麗山の森林植生保全上」注目されると思われる。なお、裏山は表山に比べて斜面の緩い場所が多く、好条件であるので伐採を計画したのではないと思われる。安政3年(1856年)8月、暴風雨で高麗寺の建物が壊れ、山内の松133本と杉7本合計140本が中折れや倒木となり、同年10月に寛永寺に倒木の利用願いを出し、11月に建物を再建したという。(大磯町1997、花水川の治水)このことから、災害時には山の倒木が使用されていたことや、更にその使用にあたっては本山である上野寛永寺の同意が必要であったこともわかる。

## (2) 植林活動について

ところで、高麗山中への江戸時代初期以降の植林活動はどのようなものであったのだろうか。

江戸時代も中期頃になると当時山中に存在した僧坊周辺に信仰上の理由からスギの植栽が行なわれたようである。昭和54年(1979年)に台風で倒れた「七曲りのスギ」が樹齢230年で、当時(寛延2年(1749年)頃)の植栽と考えられている(宮沢、1979)。また、現在ケヤキの広場周辺に点在しているケヤキの大木については、この場所が「寺窪」と呼ばれており、当時高麗寺の僧坊が存在していたとも思われるので、現況等からこれについても寺関係者による植栽ではないかと考えられる。

天明5年(1785年)5月、高麗寺に慧歡という僧が第41世住職として入院(赴任)してきたが、慧歡は、住職在職中(天明5年~享和2年)の事柄について自らが記した享和2年(1802年)7月付け「自坊修復建立、其外掛り合一件、本堂再建銘細控」によれば、翌天明6年(1786年)から毎年松、杉の苗木を大山辺りから取り寄せて境内の畑で5年間育て、毎春山中へ植え付けを行ったという。寛政4年(1792年)には境内表山通諸所(筆者注:現在の天然記念物範囲等か)に松苗を植え付けたので、山への立ち入りが禁じられ、違反した場合は銭五貫文の過料(罰金)とする触への名主からの請証文が地頭(高麗寺)役人宛に出されている。こうして植え付けられた苗木は享和元年(1801年)には松16,000本、杉4,000本にもなったということである。慧歡が山への植林を熱心に行った背景には、住職赴任当時は高麗寺の建物が大破したままで、これらの再建に苦心したことから、今後の建物普請に際しての材料としてや、将来商品として寺の財源としても勘案していたためと考えられる。(大磯町1997、相模国高麗寺領の寺領「改革」と慧歡、花水川の治水)このことから江戸時代中後期になっても、マツが植林

できるだけ「山の環境」において先の江戸初期の頃と大差がない禿山状態が随所に存在していたことが伺える。なお、こうした植林に関する記録は、高麗寺が代々自費で樹木の植え付けを行っていた（鈴木、1992）ことを示すものではないかと考えられ、天保年間（1830年以降）から、当時高麗寺住職であった高麗広貫が在職中40余年もの間、特に力をいれていたということ（鈴木、1992）についても、たまたま平成14年（2002年）2月、県有林部で高麗山の森林整備事業を行った際に、男坂沿いにある枯損スギ（枯死後8年程度経過？）を3本伐採した時に調査した樹齢が160年程度であったことから、この時に植栽されたものである可能性が高いと思われる。伐採された材は芯材から非常に年輪と年輪間が狭いことから（1mm程度）苗木であったスギ・ヒノキの急速な成長はできなかったことがわかり、植栽された当時の周辺環境を伺い知ることができる。以上のことから考えて、江戸時代を通しての森林植生概況は、スダジイ、タブノキ等土地本来の常緑広葉樹林は回復しつつもまだ小規模で、マツ、スギ等の植林地やコナラ、イヌシデ等の落葉広葉樹二次林と混生していた程度で、林内は利用が徹底していた関係で落葉や落枝、下草が非常に少なく、風通しが良く、明るくやや乾燥した環境であったと推定される。

また、萱が山内に自生していてそれを刈り取るような状況の記述があること（「史」96）から考えて、北斜面の一部に樹木の無い萱場のような場所があったことも伺える。

### (3)景勝地としての注目

高麗山は旧東海道（現国道1号線）の東端沿いにあることから、山の容姿そのものが当時の街道や海上交通の目印としても重視されるようになり、当時成立していた山中のマツ林も「景勝地」として人々の心をとらえたようである。特に安藤広重（1797～1858）は浮世絵「東海道五十三次」の中で天保6年頃（1835年頃）高麗山を描き（図1参照）、その30年後慶応元年（1865年）、平塚芳年も同様の構図で浮世絵「末広五十三次」中に描いている。他には「相中留恩記略全」（天保10年（1839年））で木版画（図2参照）になるなど「景勝地」としての評価は高まっていたことが伺える。

## 6. 明治時代（1868～1912）

### (1) 寺社領地から官有地、御料地へ

時は明治の世となり、江戸幕府が瓦解したことに



図1 浮世絵：東海道五十三次之内「平塚縄手道」安藤広重（1797～1858）天保6年（1835年）頃（県立歴史博物館蔵）

現平塚市柳町周辺から描いたものと思われる。



図2 木版画：相中留恩記略全（部分）福原高峰撰 長谷川雪堤画 天保10年（1839年）（株有隣堂 昭和42年刊 より転載）山は「松山」のように描かれている。

よってそれまで幕府に公認されてきた諸制度が次々にその効力を失うこととなり、その影響は高麗山にも及んだ。明治元年（1868年）明治維新によって「神仏分離令」が打ち出されると「廃仏毀釈」の嵐が吹き荒れ、行基以来凡そ1000年の歴史を持つ高麗寺は廃寺となり、住職は還俗して「高麗神社」の神官となるに至った。同年12月には、それまでの「高麗寺村」から「高麗村」へと村名も変更された。更にそれまで「御朱印地」として領有が公認されてきた「高麗山」が明治4年（1871年）5月、土地上納令によって国に接收されてしまい、このことが以降地元で混乱をもたらす要因になった。同年7月9日、大風雨で高麗山に風倒木が大量に発生し、旧領主である高麗眞澄は神奈川県から御沙汰がないことを理由に山がまだ自分のものと思い、風倒木を売却処分してしまったが、翌5年になってこの件で足柄県から咎めを受け、顛末書を提出する羽目になったという。風倒木については「松ノ木37本、杉ノ木18本、小松木117本、風損木33本」、「売払代金金66両3分2朱と銀3匁」で、「代金のうち35両は神輿の新調代、他は神事入用、これまでの借金、生活費の足しに使用」とあり、参考までに「代金」を現在

の金額に換算してみると、江戸時代後期の金1両が概ね8万円程度であったことから考えても、いかに当時木材の需用が高く、高値で売買されていたかがわかる。それから間もなくして明治6年(1873年)、今度は「高麗山そのもの」が足柄県によって競売(入札)に出されてしまった。当時は政府の方針で接收した官有地の払下げが頻繁に行なわれ、更に街づくり等の理由から急激に増大した木材の需要から樹木の伐採が激しく、山野の荒廃が全国で深刻な社会問題になっていた背景から、高麗山が他村・他者の手に渡っては樹木が乱伐されてしまう(森林が存亡の危機!)と地元高麗村では大騒ぎとなり、なんとか旧領主高麗邦桓への払下げを実現させようと旧領主、戸長、村民全戸、更には大磯宿も巻き込んで県令(現在の知事にあたる)宛に「払下げ嘆願」を繰り返した。その大意は概ね次のとおりであった。

(嘆願書の内容)

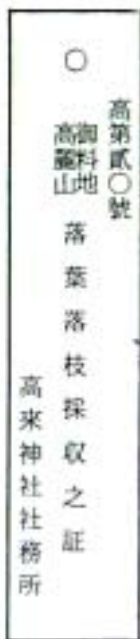
山麓の田畑は山からの湧水で耕作しており、他村へ払下げになって山の木が伐採されるようになっては湧水が枯れて耕作ができなくなる。

山には高麗寺住職が代々山に自費で樹木を植栽して、現在の森に仕立てたので、旧領主に払下げをしてほしい。

しかし、このような努力にもかかわらず、ついに旧領主への払下げは実現しなかった。翌明治7年

(1874年)2月には競売そのものが政府の方針変更で中止になってしまった(鈴木、1992)。

以降は山で発生した枯木・風倒木や下草、落葉を入札により高麗村村民が「官有林」の管理者である神奈川県から払下げを受けるという図式になってしまった(大磯町、1977、高麗(寺)村文書( ))。更に明治22年(1889年)10月12日、当時の神奈川県下の高麗山を含む「官有林」(明治維新以降明治政府に接收された山野)はすべて「御料地」(皇室の経費を補う目的で設立された制度、明治18年(1885年)当時宮内省内にできた「御料局」(後の帝室林野局)によって管理されることになった皇室財産のことをいう)に編入されることとなり、地元へ高麗山が戻る望みは完全に絶たれた状態になった。同年高麗村自体も大磯町に合併され、地名は大字高麗になった。「御料地」になってからの高麗山の森林植生管理については、明治26年(1893年)5月2日、高麗神社神主、氏子総代が御料局静岡支庁に地元での管理委託を申請し、明治40年(1907年)12月まで許可をうけたという。この時に書き出された「御料地立木取調書」には「尺未満より3尺以上に至る、一、桧420本、一、松1761本、一、椎69本、一、かや79本、一、杉1565本、一、樺514本、一、槻(つき)(筆者推測:ケヤキの別名か)952本、一、雑木33259本」とあり(鈴木、1996)、当時の森林植



「高麗山御料地内木竹並雜種物等ノ産物ヲ高来神社ニ払下來レリ」

取扱年月日	産物概要	払下金額	払下先
(木材処分)			
昭和13年6月17日	モミ外六 生及枯 三四本 36.9m3	185円	高来神社
昭和13年7月29日	カマツ外四 被害枯損 二四本 21.6m3	160円	〃
昭和13年9月6日	カマツ危険木 四本 6.7m3	32円	〃
(雑種物処分)			
昭和13年6月17日	落葉 7176kg	14円35銭2厘	〃
昭和13年6月17日	枯落枝 220束	8円80銭	〃
昭和13年6月17日	下草 200束	2円	〃

地籍録 昭和13年 帝室林野局 東京支局二 (宮内庁 書陵部) 蔵より転載 (一部抜粋)

資料1 産物払下関係(昭和13年)

図3 御料地高麗山落葉落枝採取之証 明治30年頃(1897年頃) 高橋光「大磯ふるさと紀行 昭和56年」より転載

(縦12cm、幅7.5cm、真鍮製及び木製)

生の現況を垣間見せてくれている。明治40年以降は御料局の直轄となり、引き続き高麗地区の住民が主任となって管理を行なったという。管理の実態については「十三箇条の掟」の精神が受け継がれて生木の伐採は禁止され、山中や境界沿いにスギ等の小規模な植栽が行なわれた他は枯損木や風倒木、落枝、落葉や下草を高来神社に一括して払下げというものであった。(資料1参照) 周辺住民の採取については高来神社社務所で発行される「鑑札」を持つ者のみが許可されたということであった。(図3参照) 鑑札制度は昭和13年に神奈川県に高麗山が御下賜になる頃まで続いたようである。

(2) モデルになった高麗山と法律による保護について等

江戸時代後期から「景勝地」としての評価が高かった高麗山は明治時代になってからも当時非常に貴重だった写真(写真1参照)や、「大磯八景」のひとつとして絵画「大磯八景高来寺晚鐘」(齋藤松州画) 絵葉書(写真加工)「富士の暮雪」(写真2参照)のモデルになっていたようである。なお、(写真1)はよく見るとあの安藤広重の浮世絵と構図が酷似しており、特にマツはその配置、形態から広重当時のものではないかとも思われる。更にこの写真そのものが広重の浮世絵を念頭にいれて撮影された可能性があると思われるがどうであろうか。残念ながら撮影年については記載がないため不明であるが、絵葉書に使われた写真(写真2)よりは街道沿いのマツがあること等から確実に古いことがいえ、御料地への編入前後に撮影されたものではないかと思われる。

このように景勝地としての評価が高まる中で、高麗山を法律で保護する動きも見られ、明治30年(1897年)には風致及び航行保安林に指定されるに至った。なお、同年3月31日に元々の名称、漢字表記に復す意味から「高麗神社」は「高来神社」に改称されている。

明治時代から以降昭和初期までを通して、森林植生概況については概ね江戸時代と変わりはないが、植林されたマツやスギ、その他の樹木についても森林としての発達や大木化が進行していったものと推定される。

## 7. 大正時代(1912～1926)(マツタケ伝説・白雪にマツ林・七曲りの竹林)

大正2年頃(1913年頃)には高麗山の西峰八俣山周辺(当時はアカマツの林が広がっていた)に「マツタケ」が自生していたということが述べられてい



写真1 明治時代の高麗山(御料地編入前後の撮影か?) (写真提供:大磯町郷土資料館)

手前の橋は花水橋(現在の国道1号線沿い)、「高麗山・街道の松・富士山」という浮世絵の構図と全く変わりがない。



写真2 絵葉書:富士の暮雪(明治後期～大正初期撮影)(資料提供:大磯町郷土資料館)

マツが無いこと以外は前の写真と変化がない。

る(高橋、1983)。

マツタケは一般的に林内が明るくて落枝や落葉が少ない風通しのよいアカマツ林に自生することから、現在の八俣山周辺の森林植生環境とは全く異なることがわかる。当時は山で拾われる落枝や落葉は高麗地区の住民にとって日々の生活を支える貴重な燃料や肥料であり、山に人手が頻繁に入っていたことがマツタケの自生する環境を作り上げていたといえよう。

大正中頃(1920年頃)には高麗地区にも積雪30cmの大雪が毎年のように降り、その雪が高麗山のマツの大木に積った雪景色は絶景だったということである(高橋、1983)。

高麗山南斜面(天然記念物範囲内)の七曲りの谷にまとまった規模の竹林があり、大雪が降るとよく

雪の重みで竹が音をたてて割れたという(高橋、1983)。

これらはすべて現在高麗山ではその片鱗すら見せない状況であるが、当時の森林植生の現況を垣間見せてくれる話である。

## 8. 昭和時代(戦前～終戦直後)(1926～1946)

### (1) 御料地から県有地へ

昭和10年(1935年) 宮内省は高麗山を林業経営上メリットの少ない場所として「不要存地」の扱いとすることとした。この頃全国的にこのような「不要存地」をあらいだした上で最寄の都道府県や旧持主等に御下賜・払下げることが行なわれていたようである。なお、これより4年前の昭和6年(1931年)には神奈川県でも「丹沢御料地」の一部を御下賜されている。そして昭和13年(1938年)9月5日、帝室経済会議において高麗山他8箇所の「御料地」を神奈川県へ下賜することが決定された。その時の文章を以下に示すが、これを読むと当時の国と県の力関係が伺える。

(原文一部抜粋)

神奈川県所在別記ノ各御料地ハ當省トシテ将来使用ノ目途モ無之相成候處神奈川県ニ...

(現代語訳) 訳: 宮内庁書陵部

「将来宮内省としては将来利用目途のない土地であるが、神奈川県は関東大震災の復旧や治山治水等の工事に巨額の経費を要し、また、毎年県下への御行幸啓御成等に際しては多額の出費を要する等の事情もあって同県に下賜することにした。」

地籍録 昭和13年 帝室林野局 東京支局二  
宮内庁 書陵部蔵より転載

この決定からわずか3日後、高麗山他8箇所の御料地は神奈川県へ御下賜されたのであった。その時の文章を以下に示す。

(原文抜粋)

帝室林野局長官  
今般神奈川県ニ對シ別記ノ御料地ヲ下賜ニ付引渡方取計フヘシ  
追テ詳細ノ事項ニ関シテハ神奈川県知事ト直接打合ハスヘシ

昭和十三年九月八日 宮内大臣 松平恒雄  
地籍録 昭和13年 帝室林野局 東京支局二  
宮内庁 書陵部蔵より転載

(原文抜粋)

宮内大臣官房秘書課 宮發 第三八八号  
昭和十三年九月八日 松平恒雄  
神奈川県知事 半井 清 殿

通牒

今般貴縣ニ對シ別記ノ御料地ヲ下賜相成候  
追テ土地ノ受授等詳細ノ事項ニ関シテハ帝室林野  
局長官ト直接打合相成度

記(高麗山以外省略)

一、高麗山御料地

神奈川県中郡大磯町大字高麗字高麗山五百八拾番  
ノ壱

林地貳拾九町四畝六歩

「御料林引継書綴り」旧県有林事務所蔵より

この時に宮内省から神奈川県に「高麗山の森林植生」については現状の保護を徹底するように申し伝えがあった。

(原文一部抜粋)

高麗山御料地ニ付テハ風致竝ニ考証上現林相ヲ損  
セザル様之カ保持ニ篤ト注意シ...

地籍録 昭和13年 帝室林野局 東京支局二  
宮内庁 書陵部蔵より転載

一方、この御下賜に対する神奈川県での記録は以下のとおりであった。

縣參第30号議案

御料地拝受ニ関スル件

今般左記御料地ヲ縣有財産トシテ御下賜相成リタルニ付之ヲ拝受スルモノトス

記(高麗山以外省略)

一、高麗山御料地

神奈川県中郡大磯町大字高麗字高麗山五百八拾番  
ノ壱

林地貳拾九町四畝六歩

昭和十三年度 縣參事會決議録 聰務部庶務課  
県公文書館蔵より

この御下賜当時の高麗山の森林植生現況を示す記録が県の公文書(部分伝存品)に残っている。データについては、帝室林野局からの資料の転写と思われる。



<p>高麗山御料林概況</p> <p>一、所在地 = 中郡大磯町大字高麗字高麗山五八番ノ一</p> <p>一、面積 = 實測 貳拾八、八ヘクタール(台帳四拾五町九反九畝拾六歩)</p> <p>一、樹種並ニ数量(注:幹直径に関する記述は見られず)</p> <p>スギ 1583 本、2183m<sup>3</sup>、ヒノキ 21 本、45m<sup>3</sup>、サワラ 286 本、459m<sup>3</sup>、クロマツ 1241 本、4354m<sup>3</sup>、モミ 84 本、300m<sup>3</sup>、カヤ 59 本、20m<sup>3</sup>、ケヤキ 542 本、689m<sup>3</sup>、シヒ 764 本、369m<sup>3</sup>、ザツ 2943 本、3109m<sup>3</sup>、計 7523 本、11528m<sup>3</sup></p>
<p>備考</p> <p>スギ以下クロマツ迄八平均樹齡六、七十年生ニシテ植栽ニ係ルモノナラン(スギ八百五十年生以上ノモノアリ)</p> <p>他八天然造林ニシテ樹齡不同ナルモ二百年生以上ノモノアリ</p> <p>雑ハカシ、シデ、モミヂ、ナラ ヲ主トス材積ハ 一ヘクタール當リ一四四 石ナリ</p>
<p>一、其他</p> <p>風致保安林ニシテ大磯駅ヨリ東北約十町麓迄諸車ノ便アリ宮内省ヨリ遊園地トシテ開放セラレタル雅致アル山ニシテ風光絶佳四時ノ眺頗ル佳ナリ(以下参考へと続く、省略)</p> <p>昭和十三年作成? 縣公文書部分伝存品(原本)</p> <p>旧県有林事務所蔵より</p>

この時以降は県から委託された地元高麗地区の人による監守が軍服にサーベル(刀)姿で山を巡回するようになった。当時の状況として、生木を主に平塚市側から嵐や夜陰等に紛れて「盗伐」する行為が絶えなかったことから、これを取り締まる必要性があって、現在の大磯町生涯学習館の敷地付近には県担当者と監守のための詰所(小屋)まであったとのことである。なお、御料地から県有地になっても森林植生の管理に変化はなかったということであり、御下賜当時頃までは森林植生に大きな変化はなかったと推定される。

#### (2) 戦中戦後の森林植生の破壊について

昭和16年(1941年)第2次世界大戦(大東亜戦争)が勃発すると、この頃より軍が県に要請をした関係で、高麗山の北斜面(現在の天然記念物範囲外、2林班)から樹木の伐採が行われ、江戸時代以降成立してきた森林植生の破壊が始まったようである。当時、高麗地区には軍関係者が住民の家に寄宿しており、彼ら

が伐採を行っていたという。用途は薪炭が主であったのだが、一部は防空壕等の補強材として使われたのではないかという話もあった。このことで、終戦時には北斜面では伐採が困難な大木を除いてほとんど樹木が失われてしまった。この破壊の傷口を更に広げたのが終戦直後に平塚方面の戦後復旧資材確保の為に要請を受けた伐採であったが、吉田茂(1876~1967)首相によって、内山県知事宛に抗議文が送られ、以降の伐採が中止になったということである(澤柳・遠山、1994より「宮沢作成高麗山年表」及び高麗山白書、1971)。この結果、現在の天然記念物範囲である南斜面が残されており、当時の逼迫した状況から考えると、首相の抗議がなければ、なし崩し的に伐採域が拡大していったものと思われる。当時の伐採状況については資料が伝存している(図4)。伐採木は木馬道(きんまみち)によって運び出されていたことがわかり、その一部は現在北斜面にあるコンクリート舗装された作業路上にあったことが推定される。「伐採」に関しては、昭和19年度までには既に北斜面の大部分のエリアで完了しており、終戦(昭和20年8月15日)直前から昭和21年(1946年)3月末までの間に東天照付近と亀堀沢から地獄沢との間のエリアで行われたことがわかる。吉田の首相就任は同年5月であることから、この時の伐採状況や以降の伐採計画等?が伝わって抗議に至ったというのが真相ではないかと考えられ、抗議そのものは首相就任直後であったと思われる。この抗議を受けての影響からか、伐採エリアの「植林計画」が早くも同年中に立てられたことを示す資料が伝存している(図5参照)。

この「吉田首相の抗議文送付」の件については宮沢等による記載でしか伺い知ることしかできず、今回筆者の文献・資料調査では、裏付けとなるような記録等を見出すことはできなかった。今回の聞き取り調査においてもはっきりと知っている人はおらず、内容の政治性等から地元にはうわさ程度でしか伝わらなかったと思われる。抗議文の内容等についても現在のところは全く不明である。また、昭和29年(1954年)にも、高来神社が「神社」の修理にあたって高麗山南麓墓地近くにあったマツの巨木を使おうと計画していたところ、吉田首相の耳にはいり、鶴の一声で止めさせられたという話が残っている。なお、高麗山の森林植生は終戦直前である昭和20年7月16日の「平塚空襲」の際に焼夷弾を多数落とされており、(大磯町史研究第9号、高麗山遺跡の発掘調査)戦争による直接の被害もあったことを付記しておく。

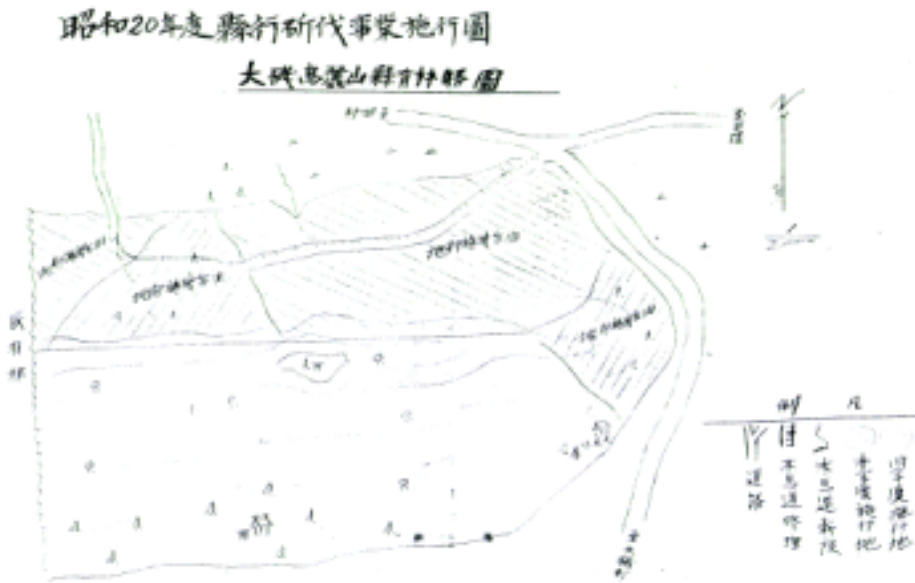


図4 昭和20年度県行斫伐事業施行図(旧県有林事務所蔵、原本)

東天照沿の伐採地は「旧年度施行地」と標記されているが、原本図面では「本年度施行地」のエリアと同じ青色の着色がされている点や、聞き調査・「高麗山白書」から判断すると「本年度」に再び伐採を行ったのではないと思われる。

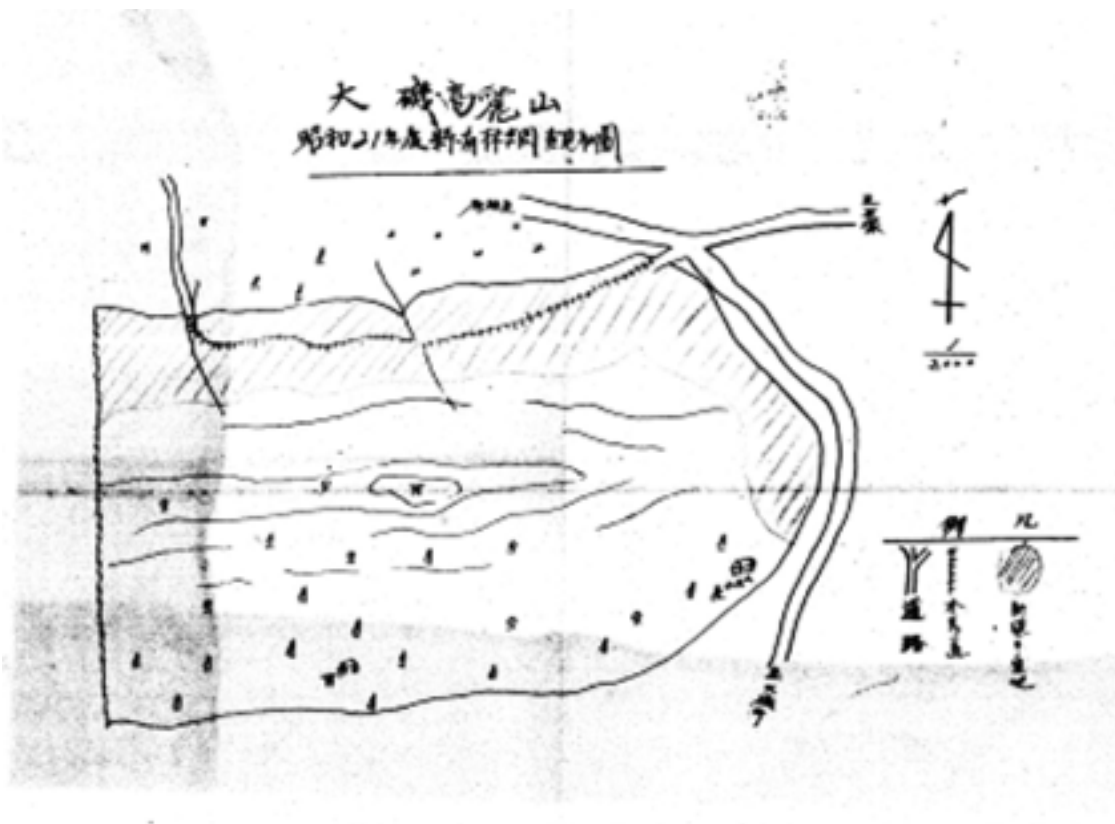


図5 大磯高麗山昭和21年度県有林調査見取図(旧県有林事務所蔵、原本)  
伐採跡地が「新植予定地」となっている。図4と同一人物による作成か？

## 9. 昭和（戦後）時代以降（1947～現在）

### (1) 戦後植林事業と林業指導所設置

戦中戦後の伐採によって荒廃した北斜面は、昭和22年（1947年）には施業面積8haで杉、黒松、檜、櫻、楓、樺を合計24,000本植林したこと（ha当たり3,000本、当時の1ha当たり標準植林本数）が「昭和二十二年度高麗山縣有林新植事業位置図」に見える。植林エリアは東天照峰から県道境にかけて黒松・櫻・楓を混合して植林した他は、山麓側から尾根にかけて階段状に杉、檜、黒松の順に樹種を分けて植林したようである。樺は地獄沢の最下流周辺に植林されている。その後、昭和24、25年度にも植林が行われた。現在北斜面に残るスギ・ヒノキ林はこの時のものである。その後昭和32年（1957年）5月、高麗山の南麓（現在の大磯町生涯学習館周辺）に「林業指導所（後の林業試験場）」が設置された。その際に、指導所周辺や北斜面の一部にウルシ、キハダ、メタセコイア、センペルセコイア等の樹木を植栽し、「樹木園」としての整備がはかられた。

### (2) 森林植生管理の消滅とその影響

戦後の森林植生管理については、台風等があると山の掃除が行われ、集積された風倒木等はいじ引きで当選した人が利用でき、その際には「処分木の調書」が作成されて県に提出されたという話から、戦前のような管理がまだされていたことがわかる。しかし、昭和30年頃（1955年頃）以降はエネルギー革命による影響で行われなくなったということである。以降林内は落葉や落枝が厚く堆積するようになって、下草（特にアズマネザサ等）の繁茂が始まり、かつてのような明るく見通しのよいやや乾燥した状態から暗く見通しの悪いやや湿潤した環境に変化してスダジイ、タブノキ等常緑広葉樹林の勢力が強まり、高麗山の森林植生は「太古にあった土地本来の植生への回帰」が始まった。（写真3、4参照）

### (3) 相次ぐ針葉樹大木の枯死被害と進行する太古の森林植生への回帰について等

昭和35年（1960年）頃から針葉樹であるモミ、マツ、スギ、ヒノキの大木に森から突出した梢の先端部分が枯れだしてその後に枯死する現象が見られるようになった。最初はモミに被害が出始め、その後マツ、スギ、ヒノキにも被害が拡大していった。昭和45年（1970年）には高麗山最古の「上宮の大スギ」（樹齢380年）が枯死し、更にこの頃からマツノザイセンチュウの被害が急速に拡大してマツの大量枯死被害が深刻なものとなっていった。昭和46年から49年（1971～74）にかけて慶長6年植栽のク

ロマツ（樹齢368年）や、永盛のマツ等マツの大木は全部枯死してしまい、やむなく伐採されてその大きい材は売却された。伐採本数は合計620本、607m<sup>3</sup>にも及んだ。こうして、昭和50年（1975年）には浮世絵に写真に絵葉書のモデルとなったマツ林は永久に失われてしまった（写真5参照）。同様にモミで直径1m、樹齢200年を越える十数本の大木もこの時期頃迄にはすべて枯死してしまった（宮沢、



写真3 昭和30年頃（1955年頃）撮影

（写真提供：大磯町郷土資料館）

まだ明治の頃の面影が残るが昔と比べてマツが減少している。



写真4 昭和42年頃（1967年）撮影（天然記念物範囲内）マツの大木の下にスダジイ、タブノキ等常緑広葉樹林の林が発達してきている。



写真5 昭和49年（1974年）撮影

マツがほぼ全滅した直後の状況、枯れた幹が棒杭状にわずかに残るのみ。

1974)。昭和54年(1979年)4月には「上宮の大スギ」に落雷があり、まるで松明のように炎上し、伐倒処理がやむなく行われた。更に10月には「七曲りのスギ」(樹齢230年)が台風によって倒れてしまった。このようにして昭和35年頃以降、わずか20年あまりで針葉樹の大木の大半が消失するという事態になってしまった。現在でも残存する大木には枯れが認められ、枯死が少しずつ進行しているのが現状である。

これらの原因はマツのマツノザイセンチュウによる被害を除けば、土地本来の森林植生の構成樹種であるスダジイ・タブノキ等の常緑広葉樹が植栽されたスギ・ヒノキを押しつけて生育するようになった影響(植生遷移による影響)、伊勢原大山のモミ林のように都市部の大気汚染物質の飛来による影響のようなことが考えられている(宮沢ほか、1979ほか)。現在では勢力が逆転し、特に南斜面天然記念物範囲ではスダジイ、タブノキ等常緑広葉樹林の中にスギ、ヒノキ、モミ等が点在しているのが現状である。北斜面においてもスギ、ヒノキ植林地内やコナラ、イヌシデ等落葉広葉樹二次林内にウラジロガシ、タブノキ等常緑広葉樹の若木が育っており、確実に「全域常緑広葉樹林化」が進行してきている。しかし一方、昭和53年(1978年)、今度は夏季の異常気象による乾燥で山の尾根筋や崩壊地のスダジイ等常緑広葉樹に枯死被害が見られるようになり(宮沢、1979)、平成4年(1992年)にも同様のことがおきている。最近ではタブノキ大木の衰弱枯死、倒れが南斜面天然記念物周辺で目立ち始めるなど今後森林植生がどのように変化していくのか推移を注意してみる必要があると思われる。

#### 10. 昭和46年～現在(1971～現在)(県民の森として、森林植生に対する公的評価)

昭和46年(1971年)、高麗山は林業試験場から県有林事務所に移管され、同時に県民のレクリエーション利用と自然に親しむことを目的とした「自然休養林事業(県民の森事業)」が始まり、散策路・卓ベンチ・案内板の整備とサクラやカエデ等の植栽が行なわれて昭和49年(1974年)に「高麗山県民の森」として一般県民に開放された。高麗山の森林植生の保護については昭和47年(1974年)3月31日に戦後伐採を免れた南斜面約9haが「県指定天然記念物」として「森林植生そのものが指定」され、文化財としての保護を受けることになった。また、昭和58年(1983年)3月28日には日本自然100選

(朝日新聞社・森林文化協会選定)に選ばれ、更には平成元年(1989年)、神奈川の美林50選にも選ばれるなど「高麗山の森林植生」保護・管理には今後益々期待が高まることが予想され、現在に至っている。

#### まとめ

以上高麗山の森林植生変遷史について時代毎にまとめてみたが、概ね歴史的にみて、森林植生の変遷概要は以下のようにまとめることができた。

高麗山の森林植生改変は、山頂部を中心に少なくとも1世紀から5世紀にかけて始まったと推定される。

寺社の建立等により、太古からの森林植生は鎌倉時代頃までには大木が消失するなど大きな改変を受けたと推定される。

室町時代後期には戦乱の影響で森林植生は今までの歴史上最も破壊されたと推定される。

江戸時代初期から断続的に山への植林が行われ、人による森林植生回復が行われた。

生木の伐採を禁止する天海僧正の掟が明治以降も森林植生回復に大きく貢献した。

「天然記念物範囲」は吉田首相の抗議によって現在に残った。

昭和30年頃以降森林植生は太古にあった土地本来の植生へと回帰が進んでいる。

一般に天然記念物範囲内の「自然植生」といわれている森林植生は江戸時代初期以降、植林や落葉採取等「人による森林管理」の強い影響のもとで成立したもので、人為の影響が全く排除された上で成立したものではない。

江戸時代から明治時代にかけて植栽されたスギ・ヒノキに昭和35年頃以降枯死被害が続いている。

江戸時代から戦後にかけて植栽されたマツはマツノザイセンチュウによって全滅してしまった。

モミは昭和35年頃以降、大木の枯死被害が続いている。

#### おわりに

今回の調査において高麗山そのものをよく知るきっかけが得られた。この記録を今後の高麗山のありべき姿、理想像、保護と利用のバランスをどのようにとっていくのか等を検討するために活用するとともに、今後も森林植生の変遷について注意を払い記録を継続してとっていく重要性を確認しつつ、筆をおくこととしたい。

## 謝辞

この報告書作成にあたって大磯町郷土資料館の北水慶一氏には高麗山の古い写真の搜索、借用にあたって御配慮頂いた。また各種文献資料の紹介にあたっては大磯町図書館・県公文書館の皆様の御手を煩わせた。浮世絵の図版使用同意にあたっては県立歴史博物館ミュージアムライブラリー佐々木茂良氏に御配慮頂いた。宮内庁書陵部の小坂敏郎氏には御領地御下賜等に関する記録書類の搜索・紹介を御願ひし、文書の現代語訳等御教示頂いた。電話での聞き取りでは高麗地区在住の方、高来神社宮司渡辺幸五郎氏、旧林業指導所増子忠治氏に貴重な御時間を拝借した。その他各種文献の著者、関係者には参考文献・引用文献の件で御配慮頂いた。謹んで御礼申し上げます。

## 引用・参考文献

- 大磯町（1996） 大磯町史 1 資料編 古代中世近世（1）
- 大磯町（1996） 大磯町史 9 別編 自然
- 大磯町（1997） 大磯町史研究 第5号
- 大磯町（1999） 大磯町史研究 第6号
- 大磯町（2002） 大磯町史研究 第9号
- 大磯町（1991） 大磯町の植生
- 大磯町（2002） 高来神社蔵木造神像群 大磯町文化財調査報告書第45集
- 大磯町（1977） 相州陶綾郡旧村方資料第五輯 高麗（寺）村文書（ ）大磯町文化財調査報告書第17集
- 大磯町（1956） 大磯町文化史
- 大磯町郷土資料館（1993） なつかしの風景 史蹟と名勝
- 大磯・郷土誌考下 高麗の巻一～二
- 河田靄（1907） 大磯誌 富山房
- 神奈川県立大磯高校郷土史研究会 昭和60・61年度調査 大磯町高麗地区の地名と中世の景観
- 神奈川県農政部林務課（1985） 神奈川の林政史
- 神奈川県林業指導所（1967） 高麗山（パンフレット）
- 神奈川県林業試験場（1971） 高麗山白書
- 県公文書館（1938） 昭和13年度 県参事会決議録 総務部庶務課「御料地拝受二関スル件」
- 神奈川県立湘南青少年の家（1982） 高麗山の植物目録
- 鈴木昇（1992） 大磯の今昔（五）
- 鈴木昇（1996） 大磯の今昔（七）
- 澤柳健一・遠山三樹夫（1994） 大磯高麗山の自然林天然記念物総合診断報告書 県教委文化財報告書
- 高橋光（1981） 大磯ふるさと紀行 郷土史研究会
- 高橋光（1983） ふるさと大磯 郷土史研究会
- 高橋光（1991） ふるさと大磯探訪 郷土史研究会
- 帝室林野局 東京支局二（1938） 地籍録 宮内庁書陵部
- 西ヶ谷恭弘（1972） 神奈川の城 東京朝日ソノラマ
- 宮沢敏雄（1974） 大磯高麗山の自然林の現況調査報告 県文化財調査報告書
- 宮沢敏雄（1979） 大磯高麗山の自然林の現況調査報告 県文化財調査報告書

## 高麗山森林植生変遷史表

時代	森林植生現況
古墳時代頃 高來神社創建期 1世紀～5世紀	常緑広葉樹林(スダジイ・タブノキ等)(人為影響以前) 山頂部周辺で改変が始まる
飛鳥時代～ 奈良時代 7世紀～8世紀	常緑広葉樹林の減少 開拓進行による
平安時代～ 鎌倉時代 9世紀～14世紀前半	常緑広葉樹林の減少(太古からあった大木・良木がほぼ消失) 寺院の建立等による木材大量消費
室町時代～ 江戸時代初期 14世紀半ば～ 17世紀始め	常緑広葉樹林等の消失・荒廃による裸地・荒地の急速な拡大 戦乱等による破壊 寺社領地としての公認 植樹・植林事業の開始
江戸時代 17世紀初め～1867	常緑広葉樹林・落葉広葉樹(コナラ・イヌシデ等)回復・生長期 「森林保護の明文化」と植林事業の断続的な実施によるマツ・スギ等植林地の拡大 森林資源利用の規制強化
明治時代～ 大正時代 1868～1926	寺社領地から御料地へ 常緑広葉樹林・落葉広葉樹林発展期 植林されたマツ・スギ等の大木化と森林資源利用規制の継続
昭和時代 (戦前～終戦直後) 1926～1946	御料地から県有地へ 戦中戦後の北斜面での伐採 南斜面は伐採を免れ、江戸時代以降の森林が残される
昭和時代(戦後) 1947～	北斜面での植林事業 マツ・スギ・ヒノキ等 太古の森林(常緑広葉樹林)への回帰進行 エネルギー革命による森林資源利用の消滅 植林された針葉樹大木を中心に枯死被害多発 森林植生遷移の最終局面へ